

学位論文の審査方法と基準について

審査委員の体制

- 大学院委員会は、学位論文申請者の修学状況等基本要件を確認した上で、論文審査委員会（以下審査委員会）を設置する。
- 審査委員会は、3名以上の審査員（主査1名と副査2名以上）によって、論文審査と口頭試問による総合評価を行う。
- 必要あるときは他の大学院若しくは研究所等の教授その他の者を学位審査委員会に加えることができる。

審査の方法

- 授与する学位の種類は、修士（教育学）、博士（教育学）を基本とするが、申請論文のテーマや内容が極めて学際的な場合、修士（学術）、博士（学術）とすることがある。学位の種類は、審査委員会の議により大学院委員会で決定する。
- 博士論文は、受理した後、1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、大学院委員会の議決を経て、審査期間を延長することができる。
- 修士論文は在学中に提出することとし、学期末までに審査を終了する。
- 博士の試験は、論文審査終了後に、筆記又は口頭試問で行う。
- 博士の試験においては、論文の内容のみならず、これに関連ある専門分野の学識者及び研究者として自立して研究活動を行い得る能力、又はその他の高度に専門的な業務に従事する能力について審査する。修士の試験は、論文の内容を中心として学識及び研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力について、審査するものとする。

合否判定手続き

- 審査委員会が合格と判定した者は、大学院委員会が設定した論文発表会において論文発表・質疑・応答を行ない評価する。
- その上で、大学院委員会で論文を回覧し、審査委員会主査が審査結果を報告し、委員会出席者の3分の2以上の賛成をもって合格とする。

学位論文の審査基準

- 博士学位申請論文の審査基準は以下である。
 1. 問題意識が明確で、専門的研究として学術性の高い課題が設定されていること
 2. 先行研究が適切に引用され、その再検討が十分にされていること
 3. 文献資料・事実に基づき、調査が十分になされていること
 4. 研究内容及び論旨が明瞭であること
 5. 文章の表現、引用、注などが適切で、学術論文としての体裁が整っていること

学位論文の審査方法と基準について

6. 適切な研究方法が施され、研究目的・内容に即していること
 7. 分析・考察に独自性がみられること
 8. 研究内容が独自の学術的貢献を有するものであること
- 修士学位申請論文の審査基準は以下である。
 1. 明確な問題意識をもったオリジナリティのある研究か（独創性）
 2. 正確・適切な文章表現で、論証・実証がきちんとなされているか（論理性）
 3. 先行研究の検討、研究の方法・調査は妥当か（研究方法）
 4. 口頭発表では効果的かつ説得力のあるプレゼンテーションができたか（表現力）
 5. 質疑応答では適切な応対ができたか（応答力）

学位授与の決定

最終的な学位授与については、学位論文の審査に合格した者に対し、修学状況および関連する専門分野等の学力・学術的業績を審査して、大学院委員会において判定する。